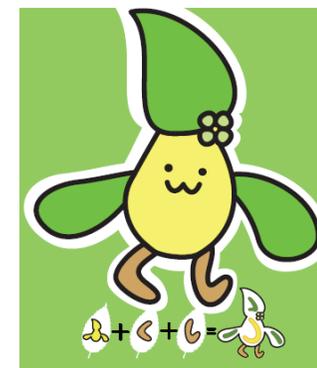


# 持続可能な権利擁護支援モデル事業プレ研修 「自治体・事業者の役割、留意点」 ～よくわかる「豊田市地域生活意思決定支援事業（試行）」～

令和5年2月9日

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

権利擁護支援担当主任主査 安藤 亨



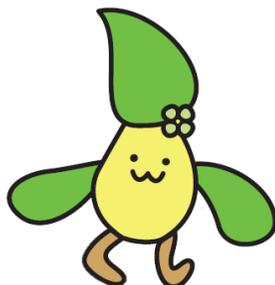
令和5年度開催  
第5回地域共生社会推進  
全国サミット inとよた  
(2023.10.12～13)

ぼくたちといっしょに

# 豊田市地域生活意思決定支援事業

について知ってみよう

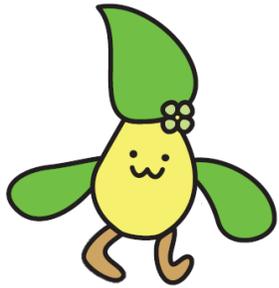
今年の10月に豊田市で開催される地域共生社会推進サミットのキャラクター「ふくしくん」です。  
地域共生社会の実現に向けて、豊田市が新しい取組をはじめたらしいよ。  
ぼくが色々聞いてみるね。



ぼくは、とよた市民後見人のPRキャラクター「けんりくん」だよ。

ぼくが豊田市が厚生労働省のモデル事業をうけて、取り組んでいる新たな事業について教えるね。





### ◆ ふくしくん

まずは・・・なんで豊田市は、「地域生活意思決定支援事業」をはじめることになったのでしょうか？

### ● けんりくん

豊田市は、「くるまのまち」ということもあって、県外出身の人が多いんだ。そのため、高齢化が進むにつれて、家族に身の回りのことを頼むことができない人が増えているんだ。

こうした方々は、病気や障がいなどによって不安を抱えたときに、自分の生活を1人で考え決めないといけない、さまざまな手続きの内容がわからない、お金の管理ができないなど、福祉のサービスを使う前の段階のところで困ってしまうことが多いんだ。

こうしたことから、豊田市では、令和2年に策定した「豊田市成年後見制度利用促進計画」で、身寄りのない人への支援を考えることを掲げ、この具体的な対応の1つとして、この事業に取り組むことにしたんだよ。



- 意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、これまで家族にその対応を求めるか若しくは成年後見制度の利用促進等により対応してきた。
- しかし、これらの課題は増大・多様化しているとともに、特に身寄りを頼ることのできない市民などに対して、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難。併せて、本人が必要とするニーズからは同制度までは必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じている。

身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある豊田市民※  
**6,000人程度**

※ 豊田市は、企業城下町として発展してきた都市特性から、就労を機に豊田市で暮らし始める市民が多い。  
その結果として、身寄りを頼ることのできない市民が多く生活している。

成年後見制度の利用の必要性が高い豊田市民  
**664人**

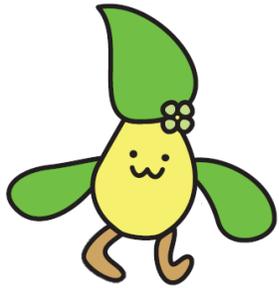
豊田市内・近郊の専門職の残り受任可能件数  
**214人**

## ■ 具体的に生じ得る課題

- ・ 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がいない（適切に決めることや手続きが難しい）
- ・ 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない（身体が動かない人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど）
- ・ 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- ・ 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

## ■ 現在の対応策と対応する上での課題

- 家族や親族による支援  
→キーパーソンの高齢化（親亡き後を含む）や世帯の変化、家族関係の変化などにより、家族等の支援を前提にできなくなっている
- 民間サービスの利用  
→監督庁がないことから、市民は透明性等に不安を抱えやすい
- 日常生活自立支援事業の利用  
→都道府県の財源確保、市町村社協の人材確保などにより、増大するニーズをすべて受け止めきれない
- 成年後見制度の利用  
→担い手（市民・法人・専門職等）の不足と地域偏在、強力な権限があるがゆえ支援者都合になりやすい、課題解決後も利用し続ける制度であるため本人・公費の経済的負担過多
- 行政による緊急対応・死後事務対応  
→緊急的な金銭管理、行旅病人及行旅死亡人取扱法若しくは墓地埋葬法で対応しているが、仕組みとして不安定



### ◆ ふくしくん

そうだったんですね。では、具体的な取組としては、どのようなことから始めたのでしょうか？

### ● けんりくん

まずは、色々な人にお話を聞くことから始めたんだ。

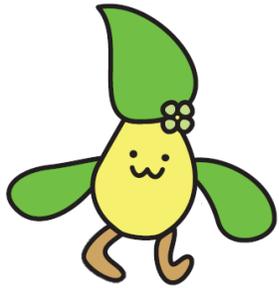
親族後見人（障がい者の親）の方からは、「成年後見制度をやめられるならやめたい」「親亡き後に、身の回りのことを世話してくれる人がほしい」「親だからこそ、わからないこともある」などを教えてもらったよ。

介護・福祉事業所や社会福祉法人は、「実際やむを得ずお金を預かることがある」「本人や家族からお金を預かってほしいと言われる」「多くの人に支援するので、どうしてもおひとりごとに声を聴く機会に限られる」と話していたんだ。

また、当事者団体の方からは、「意思決定支援は重要だし、当事者も関わりたいけど、生半可な気持ちでやるならやめてほしい」と厳しい声もいただいたよ。

社協も「社協だけではニーズの大きさを支えられない」と話していたね。





### ◆ ふくしくん

いろいろな人が、実際に金銭管理や意思決定に関することで困っていたり、どうにかしたいと思ってたんですね。  
では、そういった声を含めて、庁内ではどう話したのですか？

### ● けんりくん

豊田市役所の中では、令和4年度の予算をつくる時期より少し前の令和3年夏ごろに、福祉部長以下幹部に説明して、合意形成をすすめていったよ。

説明のポイントは4つ。①財政負担も含めて持続可能な支援のしくみの必要性、②身寄りのない人が多い都市特性、③関係者からの声とニーズ、④近隣市で起きた判決への懸念。

また、福祉部内の合意形成が取れたら、さらに交渉材料を多くするために、関係者のお話を聞く機会をよりたくさん持ったんだ。

令和3年秋ごろには、補強した関係者からの声と、厚生労働省の概算要求から「持続可能な権利擁護支援モデル事業」が使えることや、同モデル事業は国庫補助率が高いことを情報に加えて、財政課との折衝をおこなったんだ。



豊田市役所の中では、どういう説明をしたのか？

# 豊田市として取り組む意味

## ○ SDGs未来都市として、持続可能な地域・体制・支援をつくる必要がある

- ・認知症であろうとなかろうと、障がいであろうとなかろうと、安心して生活できる地域・豊田市に。
- ・そのために、成年後見制度の適切な利用促進施策は、私人相互の支援の仕組み化(広義の互助)。
- ・ただし、現行制度では、上記が適わないと、一気に公助(市長申立+助成、措置等)へ一足飛びに。
- ・事業者等の参画による共助の仕組みづくりを進めないと、公的支援の増による財政負担増、社協など限られた主体(数)では支援(数)が頭打ちに。

## ○ 産業のまちとして発展してきたが故、親族等が遠方で頼れない市民の層が増えてきている都市特性

- ・就労を契機に、故郷等を離れ、豊田市を生活の拠点とした層が高齢化している。
- ・これまで、金銭の管理や各種手続、ヘルパーなどでは代替できない生活支援などは家族が支援してきた。
- ・上記都市特性から、特に豊田市はこれらの家族の支援が受けられない層がさらに増える懸念あり。

## ○ 関係者からのニーズの高い支援

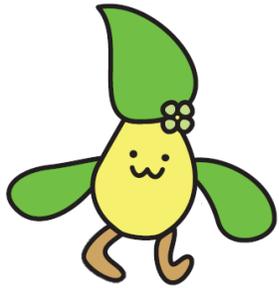
- ・7月頭に、親族後見人(障がい者の親)、福祉サービス事業所、社会福祉法人、当事者団体、社協にヒアリング。
- ・事業の考え方、支援の必要性については、どの立場も賛同。必要性を訴えている。

## ○ 名古屋高等裁判所による公序良俗違反判決を受けての市長指示への対応

- ・身元保証を必要としないしくみづくりの指示(求められている内容を分解して、支援策を構築)

こんな資料(実際のスライドの一部改編)で、豊田市では福祉部内の説明をしたよ。





### ◆ ふくしくん

市役所の中では、そういった動きを取っていたんですね。  
では、その結果として、豊田市地域生活意思決定支援事業は、どんな考え方でしくみを作ったのでしょうか？

### ● けんりくん

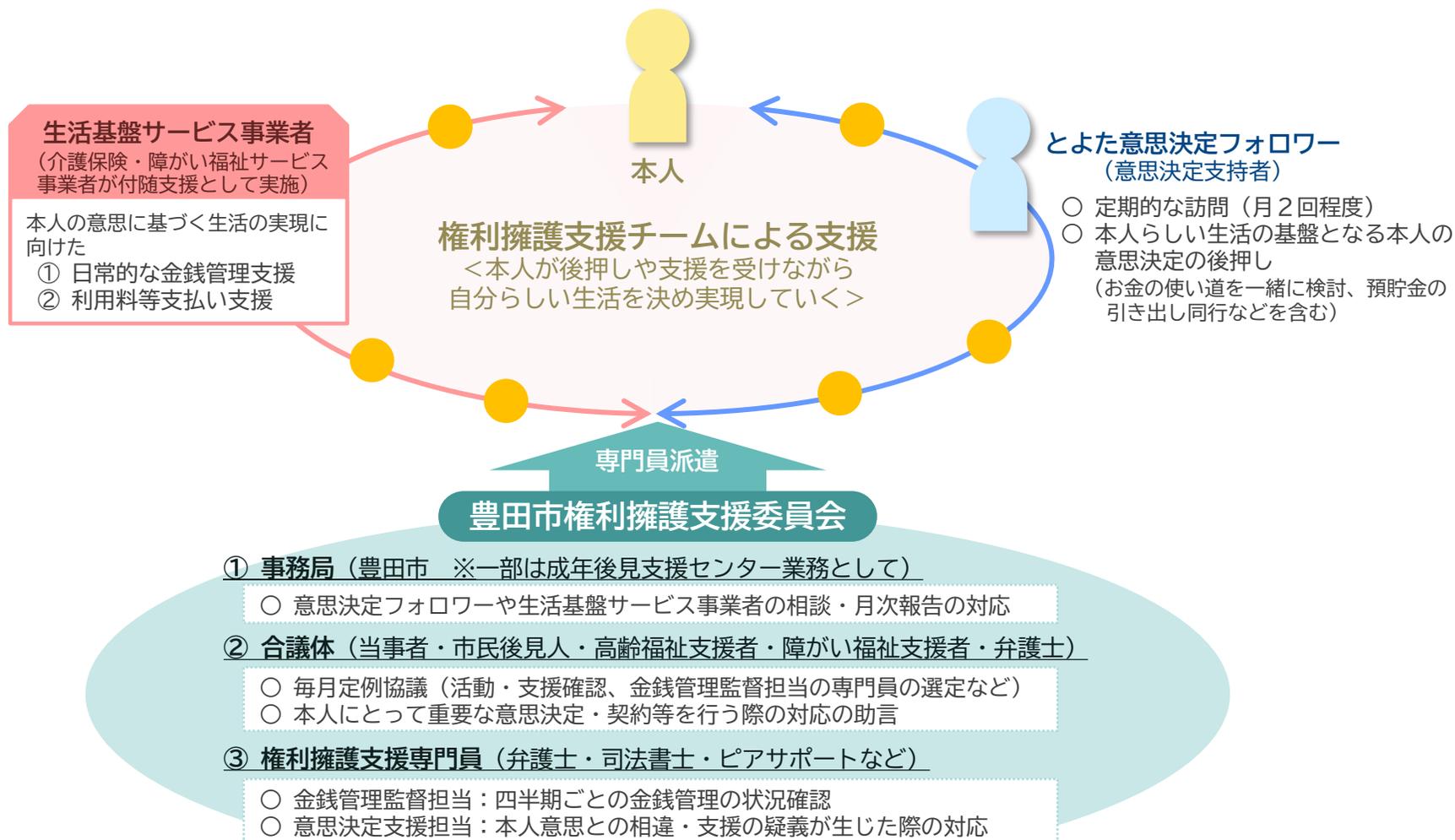
身寄りのない人などへの支援のうち、「適切な形」での「金銭管理」と「意思決定」の支援は、成年後見制度や日常生活自立支援事業をうまく活用すると対応することができていたよ。

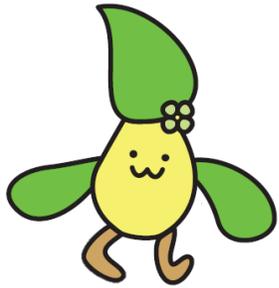
だけど、これらの支援が一まとめであり権限まで持つ成年後見制度の担い手については、専門職の数を行政が直接増やすことはできないし、市民後見人の数も急増させることは難しいよね。また、日常生活自立支援事業をおこなう社協も人員管理があるし、6,000人規模のニーズに耐えきるほどの体制を整えられない。

そこで、持続可能な形で権利擁護支援をすすめるために、「金銭管理」「意思決定」「適切な形の確保（監督と活動支援）」をそれぞれの支援に分解して、それぞれの支援を得意とする主体に担ってもらい、それらを連携でつなぎ合わせて、本人に届けるしくみを作ることにしたんだ。



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。





### ◆ ふくしくん

へえ～。1人や1法人で支援の全部をやろうと思うから苦しいのであって、それを一度分けてからまたくっつけるという発想なんですね。

### ● けんりくん

そのとおりだよ。キーワードは「持続可能性」だね。

まず、豊田市では、日常的な「金銭管理」の支援をしてもらうのは、日常的に本人に関わっているところ、つまり介護保険や障がい福祉サービスの事業所をお願いする形にしたんだ。豊田市は、中核市と呼ばれる比較的人口の多いまちだから、こうした事業所が一定数あることもお願いした理由の1つかな。

また、日頃から本人の生活の一部に関わっているから、どういったことにお金が必要かが何となくわかるし、いつもの関りの中でお金を渡すことができるから、わざわざお金を届けに行かなくてもいいしね。

そして、豊田市のこの事業では、こうした事業所を、「生活基盤サービス事業者」と呼ぶことにしたんだ。お金を使うことは、様々な生活の基盤になるからね。



## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】 本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】 周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】 お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「生活基盤サービス事業者」の役割等

### （役割・機能）

1 本人の尊厳ある生活を実現するため、本人の日常的な金銭管理と支払い等の手続きを支援します。

### （金銭管理）

2 管理者等の下、複数の職員で確認するなど、透明性のある金銭の管理を行います。

### （意思決定支援）

3 定められた場面では、意思決定フォロワーや権利擁護支援委員会の立会いや支援を求めます。

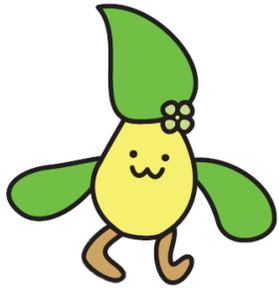
### （記録・報告）

4 支援の記録は期日までに豊田市に提出するとともに、定期的に権利擁護支援委員会の確認を受けます。

### （危機等の対応）

5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

**主体の想定：豊田市の指定を受けた介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者**



### ◆ ふくしくん

ふむふむ。確かに、ヒアリングの時にも、事業者さんは、お金を預かってほしいと言われてたり、実際お金を預かると仰ってましたからね。そこを活かしたんですね。

### ● けんりくん

そうだね。だから、生活基盤サービス事業として適切に支援してもらうために、ルールを定めたんだよ。

そして次は、「とよた意思決定フォロワー」だよ。フォロワーとは「支持者」という意味で、本人の意思決定を応援する人ということを示しているよ。支援という何かを提供する・されるという関係ではなく、本人が自らの生活をどうしたいかを決めることに対して、いろいろなお話を聞いたり、考えることに寄り添ったりする関係性なんだ。

だからこそ、この役割は、福祉とか何か専門性を持った人よりも、より本人に近い立場の人がふさわしいと考えて、豊田市では、とよた市民後見人養成講座修了生に協力してもらうことにしたんだ。講座の修了生には、後見人やそれ以外の形も含めて、まだまだ地域で活躍する機会が得られてない人もいるからね。



## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】 本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】 周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】 お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

### （役割・機能）

- 1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

### （金銭管理）

- 2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

### （意思決定支援）

- 3 本人のしたいことや希望を大切に、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

### （記録・報告）

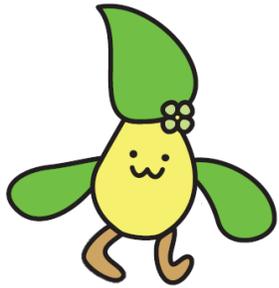
- 4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

### （危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

## 主体の想定：豊田市が委嘱した市民

※ 当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定（今後は、寄付等を活用したフォロワーの養成講座も予定）



### ◆ ふくしくん

支援をする・されるという関係性を越えて・・・まさに地域共生社会の実現のための取組ですね！また、こうした目に見えない声に寄り添ってくれることは、孤独・孤立対策にも有効ですね。

### ● けんりくん

フォロワーさんの丁寧な対応には、ホントいつも頭が上がらないよ。こうした人に関わってもらって、こうした地域で生活できて、ぼくは嬉しいよ。

だけど、フォロワーさんも活動の中で困ることがあるだろうし、生活基盤サービス事業者の支援も確認しておかないと悪いことが起きてもいけないからね。そこで、豊田市では、フォロワーや生活基盤サービス事業者ら、実際に本人を支える権利擁護支援チームから少し離れた形で、権利擁護支援委員会を置いているよ。

委員会では、日頃の活動や支援の相談や報告を受けるとともに、難しい状況などでも助言ができるように、市民・当事者・福祉関係者・司法関係者による合議体を設けているよ。また、具体的な意思決定の支援のフォローや、金銭管理の定期的なチェックを行うために、委員会内には専門員というしくみも設けて、「適切な形」で支援や活動をしてもらえるようにしているんだ。



## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

### （役割・機能）

1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。

### （金銭管理）

2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。

### （意思決定支援）

3 本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。

### （記録・報告）

4 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。

### （危機等の対応）

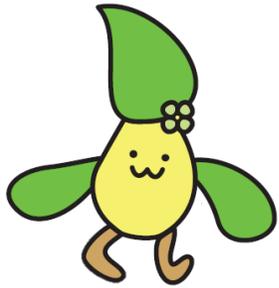
5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

## 主体の想定：

【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士

【金銭管理監督担当専門員】当面は、後見監督人等の実務経験のある弁護士、司法書士

【意思決定支援担当専門員】当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者



### ◆ ふくしくん

赤の生活基盤サービス事業者、青の意思決定フォロワー、緑の権利擁護支援委員会がうまく重なり合って、本人を支えているんですね。では、その本人となる事業の対象者はどう考えていますか？

### ● けんりくん

実はね、赤・青・緑は光の三原色だから、これら3色が重なり合うことで、本人に権利擁護支援の光を照らすことができるように！と思って、このイメージカラーを使っているんだ。

さてさて、事業の対象者を整理した要件としては、大きく3つあるんだ。まずは、「精神上的理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要であること」。このうち、「精神上的理由」とは、認知症や知的障がい、精神障がい等を示す語句であり、これは比較的イメージしやすいと思うんだ。

ただ、これに加えて、「社会的障壁により」も要件にしている。この言葉は、よく障がい者福祉で使われるのだけど、周りの環境が整っていないことで本人に支障をきたしているといった意味なんだ。いわゆる情報弱者であったり、社会的孤立や困窮などにより、意思決定などに不安を抱える市民もいるから、このような条件設定にしたんだ。



## ● けんりくん

2つめの要件は、「当該課題に対し、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難であること」。

もちろん、例えば、家族がいる人でも、日常的な金銭管理への支援が必要な人や、フォロワーさんのような丁寧な関りによって意思決定したい人は多くいると思うよ。

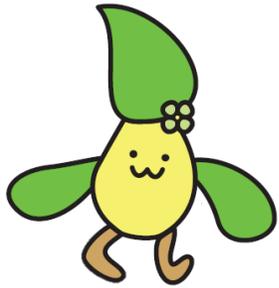
でも、一定の公費（税）を投入して、行政の事業として実施していくためには、必要性があるからと言って、そのすべてを支援することは難しく、支援の度合いや優先度を付けて進める必要があるんだ。担い手の数も決して無限とは言えないしね。

だからこそ、適切な内容の民間サービスを自ら選択できる人などは、自助として取り組んでもらうことも大切だから、このような条件設定にしているよ。

最後に、3つ目の要件は、「支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用していること」。事業のうち、本人と生活基盤サービス事業者との関係性は、「契約」で成り立つようにしているよ。

「契約」だから、それによって得られる支援の内容を本人が理解できたり、本人の代わりにその必要性を確認して契約を結ぶことができる人じゃないと使えないしくみにしているんだ。





### ◆ ふくしくん

いわゆる契約能力があるかどうかは、少し難しそうな問題ですね。もう少しだけ、豊田市でどういう整理にしているかについて教えてもらえますか。

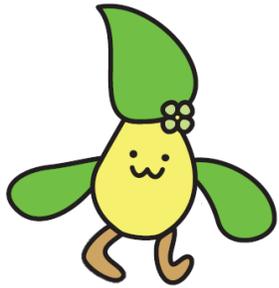
### ● けんりくん

日常生活自立支援事業では、この部分を丁寧なアセスメントと契約締結審査会での審議という慎重なプロセスを踏んで実施しているけど、その分、正式に利用できるまでに時間がかかるという課題もあるよ。なので、最終的には、国での利用開始時の確認の考え方を整理してほしいとは考えているけど、今のところ、豊田市と弁護士の先生たちとで整理した考え方は次のとおりにしているよ。

本人が、生活基盤サービス事業者が元々提供している介護保険等のサービスを利用していない場合は、原則として日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助)の利用から始めてもらうルールにしたんだ。

介護保険等のサービス利用をしている場合、サービス利用契約による内容や効果を理解して契約を結び、同サービスを受けていると考えるよね。だから、同サービスの延長線上として行われる生活基盤サービス事業の契約(日常的な範囲で必要となる金銭管理等)についても、丁寧な説明を前提とすることで、本人がその内容を理解することに特段の支障はないと考えているから、このルールにしたよ。





### ◆ ふくしくん

ありがとうございました。もう1つ追加の質問です。対象者像が日常生活自立支援事業と重なるような気がするのですが、この点についてはどうお考えなのでしょうか？

### ● けんりくん

いい質問だね。これまで行政の事業は、対象者を分けて設計するという考え方が普通だよ。その意味では、「社会的障壁により」という要件により、いわゆる認知症や知的障がい、精神障がい等の方だけではないので、日常生活自立支援事業よりかは対象者像は広く捉えられるよ。

ただ、これだと重複があると感じられるよね・・・

それはそのとおりなんだけど、豊田市で言えば、6,000人規模の権利擁護支援ニーズをどのように受け止めるかと考える必要があるんだ。この事業の性質や仕組みから、例えば市内の都市部（生活基盤サービス事業者となり得る事業所が多くあるため）や、認知症や知的障がい者（介護・福祉サービスを使っている割合が高いため）、比較的支援が安定しているケース（多くの主体が関わるため）をメインに支援ができると考えているよ。



## ● けんりくん

一方で、日常生活自立支援事業は、

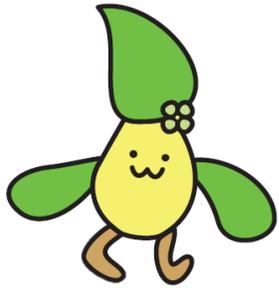
- ・ 実施している社会福祉協議会が介護・福祉サービス事業所の乏しい合併地区（中山間地）でも事業を実施していること
- ・ 福祉サービスの利用が前提ではないので精神障がい者なども使えること
- ・ 社会福祉協議会という1つの団体で「金銭管理」と「意思決定」を支援しており、いわゆる組織的な対応ができること

を踏まえると、地域生活意思決定支援事業が届きにくいところ（事業所の乏しい中山間地、精神障がいや発達障がいなどの方の利用、債務等もあり生活の立て直しが必要なケースなど）を支援できる事業なのではないかと考えているんだ。

つまり、制度設計を、対象者像のみで役割分担をするのではなく、対象者像には重なり合いを見せつつも、社会資源の状況や、対応すべき課題の状況を踏まえて役割分担をするといった考え方でおこなっているんだ。

そういった意味では、地域生活意思決定支援事業は、日常生活自立支援事業の弟分や、亜種のような事業といえるのかもしれないね。





### ◆ ふくしくん

だんだんと、地域生活意思決定支援事業について、わかってきました。次は、具体的にこの事業を利用したいと思ったら、どのような流れになっているか教えてもらえますか？

### ● けんりくん

先ほどお話しした日常生活自立支援事業の課題も踏まえて、速やかな利用開始をできるように考えた結果、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を参考にした利用開始のしくみにしているんだ。

チェックリストに該当すれば、事業の登録をすることができ、生活基盤サービス事業者とは、豊田市が用意した「重要事項説明書」と「契約書」を用いて、契約の手続きを進めるよ。

また、意思決定フォロワーとは、マッチングという顔合わせの機会を経て、本人もフォロワーも双方ともにこの人をお願いしたいとの同意を得てから、具体的な訪問などを開始するしくみにしているよ。



広報・啓発 .....> **本人：利用の意思・相談** <..... 当事者団体・支援者からの情報提供

豊田市：事業の説明（意思決定支援・金銭管理の内容）など

地域包括・ケアマネ・相談支援事業所等：相談対応

【福祉サービス未利用】日常生活自立支援事業の利用へ  
※福祉サービス契約の効果等を理解しているか不明であるため。  
【契約能力不十分】成年後見制度の利用へ

利用登録書兼チェックリスト（+個人情報同意）

豊田市：利用登録受付

フォロワーバンク登録

生活基盤サービス事業者との利用契約

フォロワーとのマッチング

重要事項説明書

契約書

契約内容報告書  
・契約書（写）

本人・場所等の調整

原則同席しない。本人が同席を求めた場合は、同席可。

事務局：マッチング調整

事務局：マッチング同席

マッチング報告書

豊田市：新規利用確認

合議体：審査対応

支援前確認動画

活動・支援開始

活動前確認動画

契約時に疑義  
チェックが付いた場合

確認時に疑義  
が生じた場合

NOの場合

マッチング実施

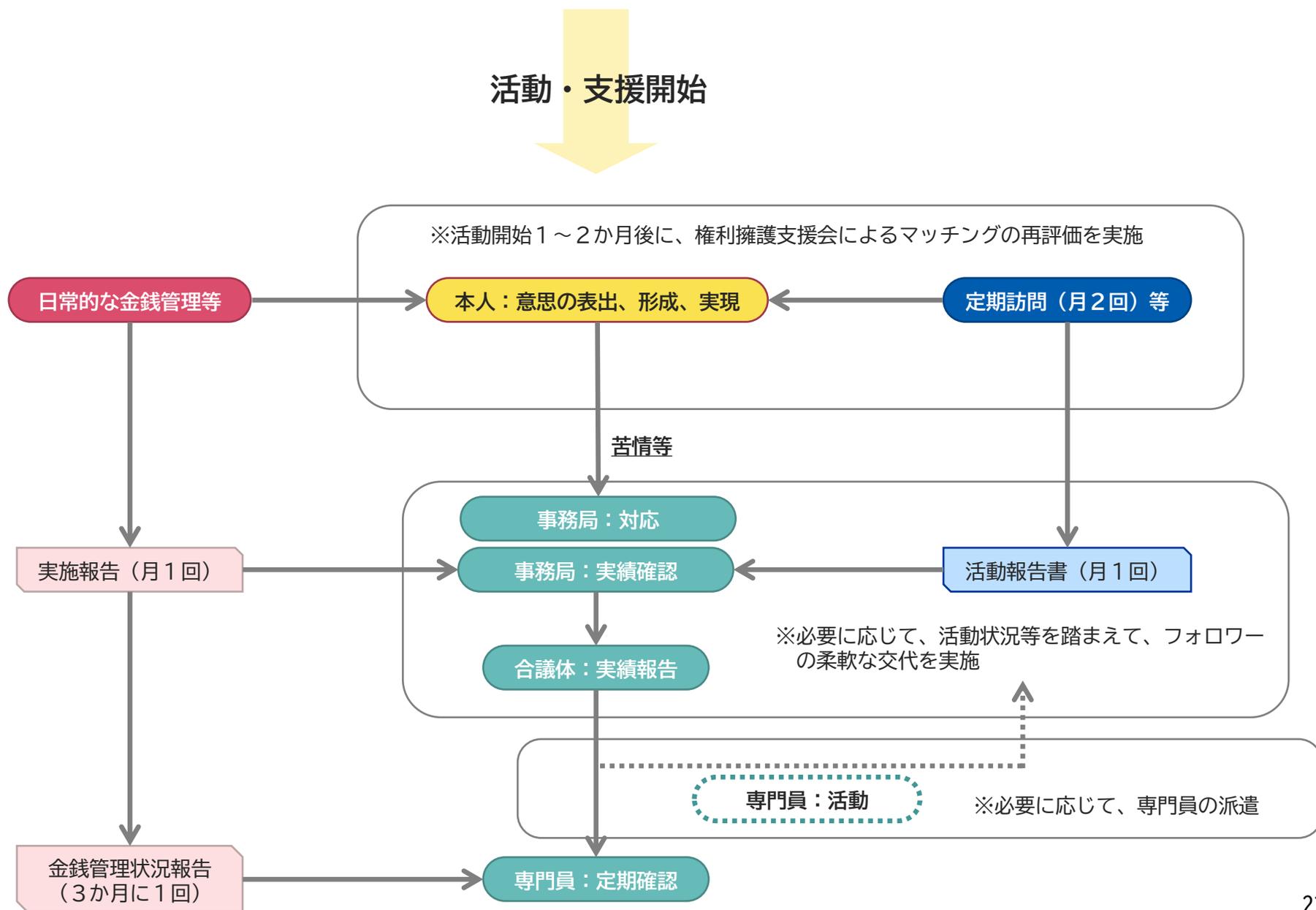
マッチング実施

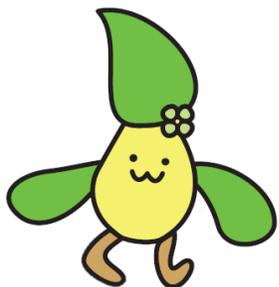
本人同意書

フォロワー同意書

フォロワー登録カード

活動・支援開始





### ◆ ふくしくん

具体的な利用の流れがわかったところで、運用する立場（自治体）としては、こういった根拠に基づいて実施しているのかが気になるところです。この点はいかがでしょうか？

### ● けんりくん

豊田市では、先ほどお話しした「重要事項説明書」と「契約書」も含めて要綱を整備して、これを根拠に事業を運営しているよ。

ただ、「日常的な金銭管理」と「意思決定」の支援は、事業の性質が異なるため、1つの要綱で整理することが難しいことから、「生活基盤サービス事業」と「意思決定フォロワー推進事業」の2つの事業要綱に分けているんだ。

先ほど説明した利用の手続きも含めて「豊田市地域生活意思決定支援事業」の要綱によって、まさに社会福祉法の重層的支援体制整備事業のように、この2つの要綱を結び付けて運用させているよ。

ちなみに、「意思決定フォロワー推進事業」の要綱は、活動内容が一部類似する介護サービス相談員の事業を運営する自治体の要綱を参考に、「生活基盤サービス事業」の要綱は、豊田市の総合事業の要綱を参考に作成しているんだ。



**【親要綱】 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱**

- ・ 利用の手続き等に関する規定
  - ※ 介護予防・日常生活支援総合事業を準用。
- ・ 意思決定支援及び日常的な金銭管理の各々を規定する事業（豊田市地域福祉意思決定推進事業及び豊田市生活基盤サービス事業）を連結させる規定
  - ※ 重層的支援体制整備事業における社会福祉法の役割。
- ・ 権利擁護支援委員会の設置に関する規定

**【子要綱①】**

**豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱**

- ・ 意思決定フォロワーの活動に関する規定
- ・ 意思決定支援に対する権利擁護支援委員会の役割に関する規定

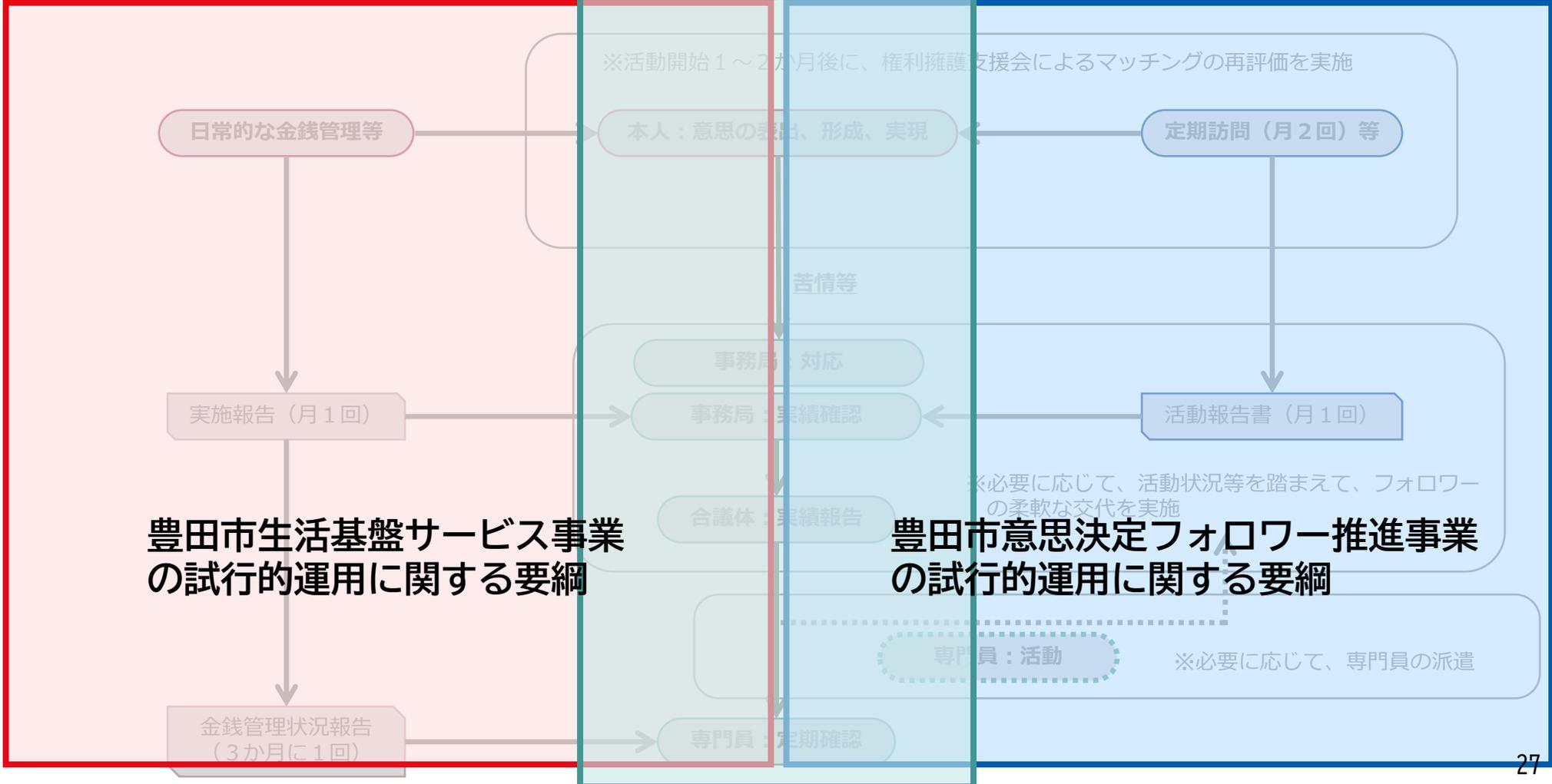
**【子要綱②】**

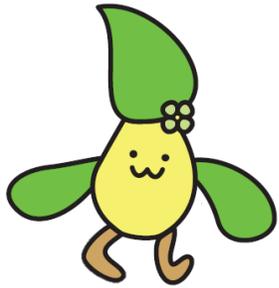
**豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱**

- ・ 生活基盤サービス事業者の支援に関する規定
  - ※ 事業者の要件については、別途「豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に係る人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱」で定める。
- ・ 日常的な金銭管理に対する権利擁護支援委員会の役割に関する規定



豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱





### ◆ ふくしくん

ありがとうございました。もう1つ気になることといえば、費用についてです。持続可能性を意識されているので、費用も重要なテーマになると思いますが、どう考えて設定していますか？

### ● けんりくん

要綱ごとに分けて説明するね。まず、意思決定フォロー推進事業について。意思決定フォローの活動費（実費相当）は、豊田市から3,000円/月を支給する考え方だよ。これは、日常生活自立支援事業の利用料（豊田市社協は1,200円/回）が、生活支援員の人件費相当として積算されていることを踏まえ、比較的近い活動であるフォローの月2回訪問分を想定し設定したんだ。

また、費用負担は、本人と公費による負担で考えているね。生活保護や非課税に市民は本人負担500円、それ以外の市民は2,500円として、活動費3,000円との差額を公費として豊田市が負担しているよ。

応益負担の考え方から、生活保護や非課税の市民にも負担する形をお願いしているけど、この理由と併せて、生活保護ケースワーカーによるモラルハザードが日常生活自立支援事業では生じている地域もあることから、検討委員会の指摘により、このような設定にしているんだ。



## ● けんりくん

次に、生活基盤サービス事業の費用について説明するね。

生活基盤サービス事業者の運営費用としては、4,000円/月を見込んでいるよ。これは、豊田市内の社会福祉法人が任意で行っている金銭管理事業の平均額が約2,300円/月であることを踏まえ、任意ではなく市のルールの下で事務量を増やしながらも実施してもらう意味で少し上乘せして、4,000円という金額にしたんだ。

また、金銭管理監督を行う権利擁護支援専門員の報酬費用としては、8,000円/月を見込んでいるよ。これは、東京家庭裁判所が出している後見報酬の目安が20,000円/月であり、後見監督人が付いた場合は、後見人と監督人で折半するとの実例を目にしたことがあるので、 $20,000円 \times 1/2 = 10,000円$ 。ただし、成年後見制度のように代理権を持つことや、家庭裁判所への報告などはないため、10,000円を少し下回る額として、8,000円を設定したんだ。

なお、生活基盤サービス事業の費用に関しても、本人と公費による負担を考えているけど、これは介護保険を参考に原則本人負担1割にしているんだ。理由としては、日常生活に必要な範囲の金銭管理は、誰しものがリスクを抱える可能性があることから、必要な費用を分担する考え方が適切と考え介護保険と同様にした方が良く考えたからなんだよ。

ちなみに、公費負担は原則9割になるけど、国庫補助率が3/4だから市の負担は1/4になるよね。いつまでモデル事業の高い補助率が続くかわからないけど、この行政間の割合も比較的介護保険や障がい福祉の割合に似ているから、こうした設定にすることにしたんだ。



- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、①意思決定フォロー推進事業と、②生活基盤サービス事業を一体的に実施する事業である。
- 「①意思決定フォロー推進事業」は、社会福祉法に基づく福祉サービス利用援助事業の生活支援員による支援と一部活動が類似することから、同事業の費用負担の仕組みを参考にしつつ、持続可能性の観点から応益負担を取り入れて費用負担の考え方を整理した。
- 他方、「②生活基盤サービス事業」は、既に介護保険・障がい福祉サービスを実施している事業者が既存のサービスに付随して支援することを当面の間想定している。このことから、介護保険サービス等の費用負担及び報酬の仕組みを参考に、併せて豊田市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりにおける利用料の状況を踏まえ、費用負担及び報酬の考え方を整理した。

## 豊田市地域生活意思決定支援事業（在宅利用者負担の目安：生保等 1,700円/月、その他市民 3,700円/月）

### ① 意思決定フォロー推進事業

利用料	
生活保護受給又は市民税非課税の市民	その他の市民
500円/月	2,500円/月

- 日常生活自立支援事業の利用料（豊田市社協は1,200円/回）は、生活支援員の人件費相当として積算されている。
- このことを踏まえ、本事業は、フォローによる活動が中心であることから、フォローの月2回訪問分を想定して、費用負担を設定。
- なお、生活保護ワーカーのモラルハザードを防止することも加味しながら、持続可能性の観点から、応益負担の考え方を取り入れた。

### ② 生活基盤サービス事業（利用者負担の目安：在宅 1,200円/月、施設 1,100円/月）

- 以下に示す単位数の構造により、生活基盤サービス事業給付費を算定する。
- このうち、原則1割（一部高額所得者を除く）を利用者負担分、残りを公費負担分とする。

- 日常生活に必要な範囲の金銭管理は、誰しもがリスクを抱える可能性があることから、必要な費用を分担する考え方が適当と考え、介護保険と同様の負担設定にした。

事業者による金銭管理に対する基本部分	
イ 日常的金銭管理費	(1月につき 200単位)
ロ 初回加算	(1月につき 20単位)
ハ 手続き等支援加算	(1月につき 100単位)
ニ 在宅支援加算	(1月につき 100単位)
権利擁護支援委員会による定期的確認に対する基本部分	
ホ 日常的金銭管理監督費	(1月につき 800単位)

中山間地加算  
+15/100

- 市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりに要する費用が、平均2,300円/月であることを踏まえて、障がい者の利用も含めた形での給付費を設定。
- 中山間地居住者支援加算と初回加算の額は、介護保険サービス報酬と同等の率・単位数とした。

- 介護保険サービスの医療連携体制加算において、サービス提供事業所が医療機関等との連携に必要な費用を確保できるようにしているのと同様に、生活基盤サービス事業が、権利擁護支援委員会による定期的な管理状況のチェックに対する費用を支払うことを想定。

# 豊田市地域生活意思決定支援事業と成年後見制度利用支援事業 (報酬助成)との公費負担の比較

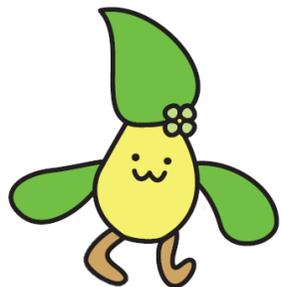
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の具体的な費用額は、成年後見制度利用支援事業による報酬助成額及び日常生活自立支援事業の利用料を鑑み、介護保険サービス等報酬の考え方を踏まえ、利用者負担の度合い及び事業の継続性の両方の観点から算定を行った。
- また、これについては、毎年度対象者数が右肩上がり増加している成年後見制度利用支援事業の報酬助成の上限額（厚生労働省老健局のQ&Aに基づき、豊田市は施設入所 18,000円/月、在宅28,000円/月）との比較を行い、全額公費負担である同事業の報酬助成に対し、利用者負担を導入する本事業の持続可能性の確認を行った。

	施設入所×生保等	施設入所×その他市民	在宅×生保等	在宅×その他市民
<b>① 意思決定フォロー推進事業の公費負担分【定額】</b> フォロワーの実費弁償等：3,000円/月 =日常生活自立支援事業の利用料（1,200円/回）×2回+公費	2,500円	500円	2,500円	500円
<b>②生活基盤サービス事業の公費負担分【原則、給付費の9割】</b>				
事業者に係る給付費分 事業者の収入：3,000～4,000円/月 =市内社福の金銭預かりの平均月額利用料2,300円を少し上回る設定	2,700円 (3,000円×90%)	2,700円 (3,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)
権利擁護支援委員会に係る給付費分 権利擁護支援専門員報酬：8,000円/月 =東京家裁の後見報酬目安（20,000円）の1/2を少し下回る設定	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)
<b>ア 豊田市地域生活意思決定支援事業の公費負担分【①+②】</b>	12,400円	10,400円	13,300円	11,300円
<b>イ 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の公費負担分【全額】</b> 厚労省のQ&Aに基づき市要綱で規定	18,000円	18,000円	28,000円	28,000円
<b>差額（イーア）</b>	5,600円	7,600円	14,700円	16,700円

さいごに

# 豊田市地域生活意思決定支援事業

のモデルケース（いま）と今後の課題について確認してみよう



# 豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケースの概要について

(令和5年1月中旬時点)



	高齢者であるAさんのケース	障がいのあるBさんのケース
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>70代女性(要介護4、認知症)。</li> <li>特別養護老人ホームに入所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50代女性(知的障がい、療育手帳あり)。</li> <li>市内のアパートで1人暮らし(現在は、グループホームのサテライト設定。数か月後に自立生活援助に移行予定)。</li> <li>市内の民間企業で清掃業務などに従事。</li> </ul>
意思決定フォロー	とよた市民後見人受任者	とよた市民後見人養成講座修了生
意思決定フォローの活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>月2回、施設に訪問して、1時間程度お話している。</li> <li>訪問を通じて、「佃煮を買いたいが、施設では対応してくれない」というお金の使い道に関することを確認。</li> <li>「コロナの濃厚接触により隔離されて嫌だった」といった話なども通じて、信頼関係の構築に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月2回、ご自宅に訪問して、1時間程度お話している。</li> <li>その他、買い物やイベントの同行も実施。</li> <li>訪問を通じて、「イルミネーション観にいった楽しかった」という選好に関することや、「買い物の際、お金の勘定に戸惑っていると、店員によっては嫌な顔をされるので行きづらい」といった生活の不安も確認できた。</li> </ul>
生活基盤サービス事業者	<p>社会福祉法人C</p> <p>&lt;介護保険サービス事業者(特別養護老人ホーム)&gt;</p>	<p>社会福祉法人D</p> <p>&lt;障がい福祉サービス事業者(共同生活援助)&gt;</p>
生活基盤サービス事業者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。</li> <li>元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるように調整。</li> <li>施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。</li> <li>通帳と印鑑を法人で管理。</li> <li>本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。</li> <li>上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。</li> <li>サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。</li> <li>本人が現金管理。事業者が残金状況をチェック。</li> </ul>
権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)	豊田市内の司法書士(リーガルサポート所属)	豊田市内の弁護士(愛知県弁護士会所属)

## 今後の課題として整理や検討が必要と感じる事項

※ 国に対応を求める事項、自治体で検討すべき事項の整理、制度等改正の必要性の有無などは十分にできていないことに留意。

### <意思決定支援関係>

- 意思決定フォローの育成体制・仕組みの確立（公的財源と寄付等の活用）
- 意思決定支援を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 代行と代行決定（必要に応じて代理も）の用語整理

### <金銭管理関係>

- 医療・金融など他業種の事業者の参画（ex. 福祉サービスを利用しなくなる長期入院の方を支える事業者）
- 日常的な金銭管理（監督を含む）の範囲・方法の確立
- 金銭管理監督を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 本人が金融機関の窓口で事業者と一緒にいけない場合の対応と金融機関の理解（若しくは金融機関が抱える懸案事項の解消）

### <事業・制度設計関係>

- 金銭管理の内容（日常的な金銭管理、高額な財産管理、不動産等の売却等法律行為を含むもの）による事業・制度の役割分担と運営財源の見通し
- 日常生活自立支援事業との関係性（支援対象や地理的条件の観点を含め）の整理
- 物事の判断に不安を抱える方の意思能力の捉え方（使いやすい事業・制度との兼ね合い）
- 意思決定フォロー推進事業と生活基盤サービス事業を分離できる条件整理（ex. 家族がいる場合）
- 社会福祉法第106条の3に基づく包括的な支援体制づくりにおける位置づけ
- 本事業の利用者のうち身寄りを頼れない方の死後事務における対応



安心して自分らしく  
生きられる、  
支え合いのまち。

豊田市成年後見支援センターホームページ <https://toyota-koken.jp/>



ご清聴ありがとうございました

